

低炭素建築物新築等計画（変更）認定・軽微変更該当証明書交付申請 証紙納付書

令和7年4月1日時点

申請者														
住所氏名														
建築場所														
地名地番														
申請の種類	☐ 認定申請（法第53条第1項） ☐ 変更認定申請（法第55条第1項） ☐ 軽微変更該当証明交付申請（省令第46条の2）													
申請対象範囲	☐ 建築物全体 ☐ 複合建築物の非住宅部分 ☐ 複合建築物の住宅部分													
建築物の用途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物													
<住戸数>	戸													
<住宅の共用部分面積>	㎡													
<非住宅部分面積>	㎡													
納付金額 算定式	・共同住宅等、複合建築物の場合は表の区分に該当する金額を合算してください。 ・共用部分は、当該部分を計算しない評価方法による場合は加算しないでください。 ・共同住宅等を複数の計算方法により評価する場合は、各々の計算方法により評価する住戸数に応じ算出した合計額としてください。 （ただし、全体住戸数を仕様基準、仕様・計算併用法以外の欄（仕様基準・仕様計算併用法のみの場合は「仕様・計算併用法」）にて算出した額を超える場合は、当該額とする。） ・複合建築物においては、住宅の区分に応じた金額に非住宅部分の面積に応じた金額を加算してください。													
合計：円														
区 分	認定申請				変更認定申請				軽微変更該当証明申請					
	適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無				
		誘導仕様 基準	仕様・計算 併用法	左記以外		誘導仕様 基準	仕様・計算 併用法	左記以外		誘導仕様 基準	仕様・計算 併用法	左記以外		
一戸建て住宅	☐ 5,000円	☐ 19,000円	☐ 28,000円	☐ 37,000円	☐ 3,000円	☐ 10,000円	☐ 14,000円	☐ 19,000円	☐ 2,000円	☐ 5,000円	☐ 7,000円	☐ 10,000円		
共同住宅等の 住戸部分	1戸	☐ 5,000円	☐ 19,000円	☐ 28,000円	☐ 37,000円	☐ 3,000円	☐ 10,000円	☐ 14,000円	☐ 19,000円	☐ 2,000円	☐ 5,000円	☐ 7,000円	☐ 10,000円	
	～5戸以内	☐ 10,000円	☐ 36,000円	☐ 55,000円	☐ 75,000円	☐ 6,000円	☐ 19,000円	☐ 29,000円	☐ 38,000円	☐ 3,000円	☐ 9,000円	☐ 14,000円	☐ 19,000円	
	～10戸以内	☐ 17,000円	☐ 51,000円	☐ 78,000円	☐ 105,000円	☐ 10,000円	☐ 27,000円	☐ 41,000円	☐ 54,000円	☐ 5,000円	☐ 14,000円	☐ 20,000円	☐ 27,000円	
	～25戸以内	☐ 29,000円	☐ 74,000円	☐ 110,000円	☐ 148,000円	☐ 17,000円	☐ 40,000円	☐ 58,000円	☐ 77,000円	☐ 9,000円	☐ 20,000円	☐ 29,000円	☐ 38,000円	
	～50戸以内	☐ 49,000円	☐ 112,000円	☐ 162,000円	☐ 212,000円	☐ 29,000円	☐ 61,000円	☐ 86,000円	☐ 111,000円	☐ 15,000円	☐ 30,000円	☐ 43,000円	☐ 55,000円	
	～100戸以内	☐ 87,000円	☐ 169,000円	☐ 236,000円	☐ 305,000円	☐ 52,000円	☐ 93,000円	☐ 127,000円	☐ 161,000円	☐ 26,000円	☐ 47,000円	☐ 63,000円	☐ 80,000円	
	～200戸以内	☐ 138,000円	☐ 241,000円	☐ 325,000円	☐ 413,000円	☐ 83,000円	☐ 134,000円	☐ 176,000円	☐ 220,000円	☐ 41,000円	☐ 67,000円	☐ 88,000円	☐ 110,000円	
	～300戸以内	☐ 174,000円	☐ 311,000円	☐ 426,000円	☐ 541,000円	☐ 104,000円	☐ 173,000円	☐ 230,000円	☐ 288,000円	☐ 52,000円	☐ 86,000円	☐ 115,000円	☐ 144,000円	
300戸超	☐ 186,000円	☐ 354,000円	☐ 490,000円	☐ 635,000円	☐ 111,000円	☐ 196,000円	☐ 264,000円	☐ 336,000円	☐ 56,000円	☐ 98,000円	☐ 132,000円	☐ 168,000円		
区分	適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無				
共同住宅等の 共用部分	300㎡以内	☐ 10,000円	☐ 118,000円			☐ 6,000円	☐ 60,000円			☐ 3,000円	☐ 30,000円			
	～1,000㎡以内	☐ 18,000円	☐ 149,000円			☐ 11,000円	☐ 76,000円			☐ 5,000円	☐ 38,000円			
	～2,000㎡以内	☐ 29,000円	☐ 195,000円			☐ 17,000円	☐ 100,000円			☐ 9,000円	☐ 50,000円			
	～5,000㎡以内	☐ 87,000円	☐ 304,000円			☐ 52,000円	☐ 161,000円			☐ 26,000円	☐ 80,000円			
	～10,000㎡以内	☐ 138,000円	☐ 390,000円			☐ 83,000円	☐ 209,000円			☐ 41,000円	☐ 104,000円			
	～25,000㎡以内	☐ 174,000円	☐ 466,000円			☐ 104,000円	☐ 251,000円			☐ 52,000円	☐ 125,000円			
25,000㎡超	☐ 218,000円	☐ 543,000円			☐ 131,000円	☐ 293,000円			☐ 65,000円	☐ 147,000円				
区分	適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無			適合証等有	適合証等無				
		モデル建物法	左記以外			モデル建物法	左記以外			モデル建物法	左記以外			
非住宅部分	300㎡以内	☐ 10,000円	☐ 94,000円	☐ 247,000円	☐ 6,000円	☐ 48,000円	☐ 124,000円	☐ 3,000円	☐ 24,000円	☐ 62,000円	☐ 156,000円	☐ 5,000円	☐ 31,000円	☐ 78,000円
	～1,000㎡以内	☐ 18,000円	☐ 120,000円	☐ 309,000円	☐ 11,000円	☐ 62,000円	☐ 156,000円	☐ 9,000円	☐ 41,000円	☐ 101,000円	☐ 202,000円	☐ 26,000円	☐ 68,000円	☐ 147,000円
	～2,000㎡以内	☐ 29,000円	☐ 158,000円	☐ 399,000円	☐ 17,000円	☐ 82,000円	☐ 202,000円	☐ 41,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円	☐ 432,000円	☐ 52,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円
	～5,000㎡以内	☐ 87,000円	☐ 256,000円	☐ 569,000円	☐ 52,000円	☐ 137,000円	☐ 293,000円	☐ 26,000円	☐ 68,000円	☐ 147,000円	☐ 293,000円	☐ 41,000円	☐ 90,000円	☐ 182,000円
	～10,000㎡以内	☐ 138,000円	☐ 334,000円	☐ 701,000円	☐ 83,000円	☐ 181,000円	☐ 364,000円	☐ 52,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円	☐ 432,000円	☐ 52,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円
	～25,000㎡以内	☐ 174,000円	☐ 402,000円	☐ 829,000円	☐ 104,000円	☐ 218,000円	☐ 432,000円	☐ 52,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円	☐ 432,000円	☐ 52,000円	☐ 109,000円	☐ 216,000円
25,000㎡超	☐ 218,000円	☐ 471,000円	☐ 946,000円	☐ 131,000円	☐ 257,000円	☐ 495,000円	☐ 65,000円	☐ 129,000円	☐ 247,000円	☐ 495,000円	☐ 65,000円	☐ 129,000円	☐ 247,000円	

収入証紙貼付欄は裏面

収入証紙貼付欄（岐阜市収入証紙）

※建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を申し出する者は、建築物確認申請等手数料を建築確認申請用の納付書にて別途納付してください。

受付 年月日	* 年 月 日	番 号	* 第 号	建築物 の種類	* 1 ・ 2 ・ 3
-----------	------------	-----	----------	------------	-------------

- （注意）
- 1 この納付書は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定、変更認定又は軽微変更該当証明交付の手数料を貼付するものです。
 - 2 建築基準法に基づく確認、中間検査、完了検査等、許可、認定等の場合は別様式を使用してください。
 - 3 *印の欄以外は、申請者が記入してください。□には該当するものに☑印を記入してください
 - 4 収入証紙は高額証紙を使用し、枚数はできるだけ少なくしてください。
 - 5 収入証紙は、申請者（納入者）において消印しないでください。
 - 6 収入証紙貼付欄からはみ出さないように貼付してください。
 - 7 「適合証等」は、市長が定めた機関により基準に適合していることを証した書面又は市長が定めた方法により定めた書類をいいます。